

事務連絡
令和6年4月24日

各就労継続支援B型事業所 管理者 様

茨城県福祉部障害福祉課 企画グループ

「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」の実施について（依頼）

日頃より本県の障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国の令和5年度補正予算において、「工賃向上に関する生産設備の導入モデル事業」の実施要綱が制定されました。

ついては、申請を希望する事業所にあつては、下記のとおり、申請書類を作成のうえ、障害福祉課企画グループにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、採択された場合には、国へ取組み事例の報告等が必要になりますことを申し添えます。

記

1 補助対象者

- ・工賃向上計画を都道府県に提出している「就労継続支援B型事業所」

2 補助対象

単なる生産設備の老朽化に伴う生産設備の更新は補助対象外です。

- ・生産活動を行う際に使用する生産設備
(例として、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等)

※令和6年度内（令和7年3月末）までに納品が完了するものに限りです。

※協議を行っても採択とならない場合がございますので、設備等の購入は採択後とし、申請時点で行わないようお願いいたします。

3 補助基準（上限）額

- ・1施設又は事業所あたり 10,000 千円 ※県内で1～3事業者を想定

4 補助率 10/10

5 提出書類

- ・(別紙3)
「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 事業計画書」
- ・(別紙4)
「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 積算内訳書」
※内訳書資料として、複数の業者から徴した見積書の写し(pdf)を添付すること。
複数の見積のうち、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

6 回答期限 令和6年5月9日(木)まで(必着)

7 回答方法

- ・別添の調査票様式により、下記問合せ先までメールにて提出をお願いします。

※提出いただいた際には、県障害福祉課企画グループ（029-301-3357）まで必ずご連絡をお願いします。

8 主な留意点等

- ・令和5年12月に実施したニーズ調査にご回答いただいた事業所におかれましても、希望する場合は、改めて書類の提出をお願いします。
- ・申請いただいた全ての事業所のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・採択された場合には、国へ取組み事例の報告等が必要になりますことから、当課でのヒアリング等の実施を予定しております。
- ・採択された場合には、当該事業の実施状況について、実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに国への報告が必要となります。併せて、県が事業所に対して、生産設備導入前後の比較を行い、障害者の工賃向上に資する効果を検証のうえ、好事例について事業完了の2ヶ月後の末日までに国へ報告する必要があります。また、会計検査の対象となりますので、ご了承ください。
- ・取組み事例については、事業所のホームページ等により公表を行う必要があり、茨城県のホームページ等においても情報掲載を行う予定です。
- ・厚生労働省においても、生産設備の導入モデルとして公表等を行うことが想定されますので、あらかじめご了承ください。
- ・本事業は就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業の補助金と補助対象が重複することから、併給不可とします。
- ・その他、事業実施に当たっての留意点や書類作成に当たっては、国の「実施要綱」等を十分にご確認ください。

[問合せ先]

茨城県福祉部障害福祉課企画G（板橋）

TEL 029-301-3357

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp